

6月は、「外国人労働者問題啓発月間」です

外国人雇用はルールを守って適正に!

千葉労働局では、「外国人労働者問題啓発月間」中に、事業主等を始め、広く県民一般の方々を対象として、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示276号）」の意義・内容を中心に、周知及び啓発活動を集中的に行います。

具体的には、外国人雇用管理セミナーや各種説明会での周知、ポスター掲示・パンフレットの配布のほか、事業所訪問による外国人指針に基づく雇用管理指導を積極的に行います。

外国人雇用管理セミナーの お知らせ（事業主向け）

- 日時：平成27年6月26日（金）
13時00分～16時10分
- 場所：千葉市生涯学習センター
2階ホール
千葉市中央区弁天3-7-7
電話：043-207-5811
- 参加費：無料

《セミナー内容》

- 1 留学生等の受入れについて
- 2 在留管理制度等について
- 3 外国人を雇用する場合の注意点等について
- 4 外国人労働者雇用対策について

※セミナーについてのお申込み・
お問合わせは
千葉労働局 職業対策課
電話 043-221-4391 まで

外国人労働者問題啓発月間

6/1（月）～6/30（火）

外国人雇用はルールを守って適正に!

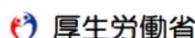
～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を～



外国人を雇っている事業主の皆さん、チェックしてみてください

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

P5270601添付01